

兵庫県 最低賃金

守ってる？守られてる？  
雇う上でも、働く上でも、  
最低限の  
ルールなんです!!

時間額

819 <sup>25円</sup> UP 円

平成28年10月1日から

最低賃金、

しっかり

チェックウーッ!!



必ずチェック! 最低賃金 使用者も、労働者も。

最低賃金に関する特設サイト  
<http://www.saiteichingin.info/>

パソコンでも最低賃金がチェックできます!

WEBでチェック! 最低賃金制度 検索



必ずチェック! **最低賃金** 使用者も、労働者も。



## 最低賃金制度とは?

働くすべての人に、  
賃金の最低額(最低賃金額)を  
保障する制度なんです!

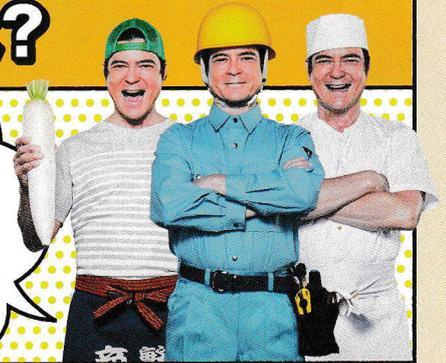


年齢やパート・学生アルバイトなどの  
働き方の違いにかかわらず、  
すべての労働者に適用されます。

最低賃金額以上と  
なっているか

## チェックの方法は?

チェックしたい賃金<sup>(※1)</sup>を時間額にして、  
最低賃金額<sup>(※2)</sup>(時間額)と比較するんです!



**1** 時間給の場合

$$\text{時間給} \geq \text{最低賃金額(時間額)}$$

**2** 日給の場合

$$\text{日給} \div \text{1日の平均所定労働時間(時間額に換算)} \geq \text{最低賃金額(時間額)}$$

**3** 月給の場合

$$\text{月給} \div \text{1か月の平均所定労働時間(時間額に換算)} \geq \text{最低賃金額(時間額)}$$

**4** 上記**1、2、3**が  
組み合わさっている場合

例えば、基本給が日給で各手当(職務手当など)が月給の場合

- ① 基本給(日給) → **2**の計算で時間額を出す
- ② 各手当(月給) → **3**の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額  $\geq$  最低賃金額(時間額)

(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

- ① 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
- ④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
- ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
- ⑥ 精進手当、通勤手当および家族手当

(※2) 日額で定められている特定最低賃金の対象となる場合 日額に換算した額  $\geq$  特定最低賃金額

あなたの  
賃金は?  
スマホ、携帯で  
調べよう!



リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。(H28.9)